

## 控訴審判決文全文公開にあたって

東洋大学パワハラ裁判控訴審、三角比呂裁判長によるこの判決文は原判決を法令違反のないものに書き換え原判決破棄を避け控訴を棄却することを主眼としている。また、原判決が確定し判例となった際に法令違反の目立たないものに粉飾することも目されている。

まず、全13頁のうち2頁から6頁まで5頁半にわたる「原判決の補正」の項目では控訴理由書が法令違反を指摘した個所を書き加えている。「補正」を名目としながら、事実上原判決の書き換えである。たとえば、「パワハラ原則に照らし」と繰り返し書き加えることにより、パワハラ原則に照らすことをしなかった原判決が、照らして判断したことになっている。

また、6頁から3頁以上にわたる「3 当審における控訴人の主張」と題された部分においては控訴理由書の主張から具体的事実と証拠を全て削除、結論の一部のみをコピペし、控訴人の主張を根拠のない主張に仕立て上げている。

9頁から11頁、「第3 当裁判所の判断」の「原判決の補正」では原告の提出した証拠を全て無視し、証拠により覆されている被告の主張を正当なものとして書き加えている。

このような不正な判決文が白昼堂々と公式の文書として出されていることを全国民に周知する責務を感じここに公表します。

(東洋大学パワハラと不正裁判を糾弾する会)

令和6年8月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記 [REDACTED] (法学部) の教授  
令和6年(ネ)第1270号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和4  
年(ワ)第16058号)

口頭弁論終結日 令和6年6月18日

判 決

[REDACTED]  
控 訴 人 福 田 拓 也  
東京都文京区白山5丁目28番20号

被 控 訴 人 学 校 法 人 東 洋 大 学  
同 代 表 者 理 事 長 安 齋 隆  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 田 秀 雄  
今 井 靖 博  
厚 井 久 弥

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 主位的控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

2 予備的控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、550万円及びこれに対する令和4年8月6日  
から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、被控訴人（原審被告）が設置をする東洋大学法学部（法学部）の教授である控訴人（原審原告）が法学部にてその教職員等からパワーハラスメントを受けたなどとの主張をして、被控訴人に対し、不法行為、使用者責任又は債務不履行（安全配慮義務違反）による損害賠償請求権に基づき、慰謝料等550万円及びこれに対する不法行為の後であり、訴状送達の日翌日である令和4年8月6日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金を求める。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。原判決の理由は、要旨、控訴人が主張をする本件各行為については、いずれも、当該各行為があったと認めることができないか、行為があったと認めることができるものについても、不法行為の主張としては主張自体失当である、又は控訴人の人格権を違法に侵害するものとは認めることはできないものであるから、被控訴人又は被控訴人の教職員による控訴人に対する不法行為があったものとは認めることはできない、被控訴人が控訴人の雇用契約上の地位に基づいて控訴人の生命、身体等の安全配慮義務を負っているとしても、被控訴人による義務違反の事実を認めることができず、また、被控訴人において、ハラスメント相談員が事情聴取を行い、その結果を踏まえハラスメント調査・苦情処理委員会における調査を開始するなど「学校法人東洋大学ハラスメントの防止等に関する規程」（本件規程）を踏まえた対応を行っていたものと認めることができるなどというものである。

控訴人は、これを不服として、本件控訴をした。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2から4まで及び別紙（原判決2頁8行目から7頁11行目まで及び31頁から49頁まで）記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告」を「控訴人」に、「被告」を「被控訴人」に、それぞれ読み替える。以下同じ。）

（原判決の補正）

- (1) 原判決32頁10行目の「それにもかかわらず」から11行目末尾までを削

り、同11行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「履修者数の多寡は、中国語及びドイツ語の契約制講師採用の正当な理由にはなり得ないものであるし、大学全体の収容定員に応じ定める教員数の配分を事実上変更することは法令違反であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであることは明らかである。

また、被控訴人においては、フランス語の教員枠に対する対応が一貫していないのであって、控訴人を仲間外しにし、控訴人をおとしめる悪意があるのみであった。フランス語教員枠の政治学教員枠への転用は、控訴人に精神的苦痛を与えるとともに、控訴人を孤立させることを目的とするものであった。」

(2) 同頁12行目の「本件行為1は」の次に「、パワハラの定義に照らし」を、同13行目の「原告に対する」の次に「悪意による」を、それぞれ加える。

(3) 同34頁21行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

「原稿に問題があるのであれば、それを無視するのではなく、作成者に連絡をするのが常識であるから、これを無視することは、業務上必要かつ相当な範囲を超えているのであるが、\*\*らは、控訴人を苦しめるため、悪意をもって、このような控訴人を無視するとの手段を選択した。また、控訴人に何らの相談もせず控訴人の原稿を採用しなかったことは、控訴人の授業を妨害し、その就労に不利益を与えて就労環境に悪影響を及ぼすものである。控訴人は、被控訴人において徹底的に誹謗中傷されていたから、控訴人の原稿を無視するという常識に反する対応も許されてしまっていた。」

(4) 同頁22行目の「本件行為2は」の次に「、パワハラ定義に照らし」を、同24行目の「原告に対する」の次に「悪意による」を、それぞれ加える。

(5) 同36頁16行目末尾に「これは、控訴人が孤立し味方のいない弱い立場にあるからであって、業務上の必要性はないし、業務遂行上の手段として不適当

なものでもあった。」を、同18行目の「である。」の次に「これは、複数の悪意あるフランス語劣後措置の一つであり、他のものと同様に、控訴人に対する悪意あるハラスメントであった。」を、同18行目の「本件行為3は」の次に「、パワハラ定義に照らし」を、同20行目の「原告に対する」の次に「悪意による」を、それぞれ加える。

- (6) 同38頁23行目末尾に次のとおり加える。

「このようなことは、控訴人以外の教員では起こり得ないのであって、被控訴人において、控訴人以外の語学教員には、平成23年の「教養演習開講方針」に従わなくていいことを伝え、控訴人のみがこれに従うようにしたからこそ生じたものにほかならない。被控訴人は、「教養演習開講について」との学部長文書をもって、過去のハラスメントを明文化して正当化するとともに、控訴人が過去に担当した教養演習より厳しい条件を課すことで、控訴人が教養演習を再開講することをあきらめさせようとしたものである。

これに対し、被控訴人は、控訴人に不利益を与えるため、ある時は6コマの授業が必要とし、ある時は5コマの授業でもよいとの恣意的な主張をするにすぎない。」

- (7) 同頁24行目の「本件行為4は」の次に「、パワハラ定義に照らし」を加え、同39頁3行目の「、不法行為」を「及び悪意による不法行為」に改める。

- (8) 同40頁14行目の「なかった。」の次に「このようなことは、通常の大学業務の範囲内では起こり得ないものであり、偶然とは考え難い上、業務上の必要性はなく、業務遂行上の手段として不適當でもある。また、法学部が悪意をもって、控訴人の評価を不当におとしめるものでもある。」を加え、同14行目の「これは」を「以上のとおり」に改め、同16行目から17行目までにかけての「本件行為5は」の次に「、パワハラ定義に照らし」を、同19行目の「及び」の次に「悪意による」を、それぞれ加える。

(9) 同42頁24行目の末尾に「主査である控訴人の所見を副査の所見よりも下位に置き、審査結果報告書にも控訴人の所見を全く掲載せず、反映もさせないことは、業務上の必要性を欠き、業務遂行上不適当な行為であって、控訴人には何をしてもよいという法学部内の共通の了解の下、明白な悪意によりされたものである。」を加え、同頁25行目の「本件行為6は」の次に「、パワハラ」の定義に照らし」を、同43頁2行目の「及び」の次に「悪意による」を、それぞれ加える。

(10) 同44頁16行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「また、法学部では、教授会資料に掲載される推薦入試出向教員一覧の一番上にほかと切り離れた形でほかの教員の氏名より大きな活字で控訴人の氏名を印刷した。これは、控訴人が法学部内の人間関係から隔離されていることを法学部教員らに象徴的に示すとともに、控訴人にもそれをはっきりと示して精神的苦痛を与えるためにされたものである。」

(11) 同頁18行目の「ことは」の次に「、偶然とは考え難い上、業務上の必要性はなく、業務遂行上の手段として不適当なものでもあって」を、同19行目の「であり」の次に「、パワハラ」の定義に照らし」を、それぞれ加え、同22行目の「、不法行為」を「及び悪意による不法行為」に改める。

(12) 同46頁14行目末尾に次のとおり加える。

「**■**及び**■**の行為は、極めて異常であって、業務上の必要性を欠き、業務遂行上の手段として不適当でもあった。また、控訴人を仲間外しとする悪意を認めることができるとともに、それが常態化しており、末端の教務課職員までもが自らの職分を超えて控訴人の人格を傷付けようとしたものである。さらに、**■**の控訴人に対する態度は、極めて敵対的で傲慢であることも、悪意をもって原稿の改ざんがされたことの証左である。」

(13) 同15行目の「本件行為8は」の次に「、パワハラ」の定義に照らし」を加え、同19行目の「、不法行為」を「及び悪意による不法行為」に改める。

(14) 同48頁21行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「フランス語とほかの言語との間で予算の格差を設け、悪意をもってこれを維持し、更に拡大することに業務上の必要性はなく、業務遂行上の手段として不適當でもあって、明白なハラスメントである。法学部において、控訴人には何をしてよいという共通の了解の下、控訴人に不利益を与えるものでもある。また、被控訴人が控訴人に対して海外研修予算をつけることが可能であることを教示せず、立案や予算要求書提出を勧めることもしなかったことは、極めて異常であり、悪意のあるハラスメントであるというほかない。」

(15) 同頁22行目の「本件行為9は」の次に「、ハラスメントの定義に照らし」を加え、同49頁3行目の「、不法行為」を「及び悪意による不法行為」に改める。

### 3 当審における控訴人の主張（補足の主張）

#### (1) 原審の訴訟手続の法令違反について

原審の裁判官らは、控訴人が代理人を選任せずに訴訟を迫行していたことに乗じ、被控訴人に加担をして、尋問箇所について控訴人を欺き、違法な主尋問をし、一方的に争点を変更した。また、被控訴人側の人証に控訴人が反対尋問をする機会を設けないなど、原審の訴訟手続には、複数の法令違反があった。

#### (2) 本件各行為について

本件各行為については、厚生労働省によるパワハラ定義を踏まえつつ、長期にわたり、組織的にされてきたものであることを考慮して、その評価をすべきである。

##### ア 本件行為1について

本件行為1は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであって、法学部内において、控訴人に関わる重要な問題について控訴人を無視す

ることにより、控訴人の人格及び名誉感情を侵害することに主眼を置いた不当な目的を有するものである。また、控訴人を標的として、フランス語教員人事を口実とする約15年にわたるフランス語教員の増減の過程の一契機でもあって、控訴人に対し、著しい継続的精神的圧力を加え、大きな精神的負担を感じさせるものである。その継続性からも、社会的相当性を欠いており、不法行為に当たる。

イ 本件行為2について

本件行為2は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであって、控訴人の個人的尊厳及び名誉感情を侵害することにより、控訴人に一定の見識を備えた一人前の法学部教員として認められていないという屈辱感を感じさせることを通じて控訴人に精神的圧力を加えることを主眼とする不当な目的によるものであり、人格権侵害の不法行為に当たる。

ウ 本件行為3について

本件行為3は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであって、控訴人が法学部専任教員として当然に享受することができるはずの情報を控訴人に与えず、控訴人を大学の専任教員として通常に尊重しないことにより、控訴人の人格又は個人的尊厳及び名誉感情を侵害し、控訴人に精神的圧力を加えるという不当な目的によるものであり、人格権侵害の不法行為に当たる。

エ 本件行為4について

本件行為4は、業務上の合理性及び必要性が全くなく、控訴人の人格及び名誉を侵害し、控訴人に精神的圧力を加えることによって、控訴人に精神的苦しみを与えることを主眼とした不当な目的によるものであり、社会的相当性を欠くものであるから、不法行為に当たる。

オ 本件行為5について

本件行為5は、社会通念に照らし、組織の在り方に関する通常人の常識からすれば合理性を欠き、社会的相当性も欠くものであって、控訴人を仲間から外し、差別するものである。本件行為5は、通常の業務の範囲内や偶然では起こり得ないものであって、業務上の合理性及び必要性も全くなく、控訴人の人格及び名誉感情を傷付けると同時に、控訴人を法学部内において軽視されるべき地位に20年以上も置き続けることによって、控訴人の孤立を激化させ、控訴人に継続的な圧力を長期にわたり加え続けることによって、精神的負担及び精神的苦痛を与え続けることを主眼とした不当な目的によるものであり、不法行為に当たる。

カ 本件行為6について

本件行為6は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、主査である控訴人の所見を副査の所見より下位に置き、審査結果報告書に全く掲載、反映をさせないというものであって、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものである。本件行為6は、控訴人のフランス文学者としての経歴や名誉を無視し、控訴人の人格及び名誉を侵害することを通じて、控訴人に精神的圧力を加えることを主眼とする不当な目的によるものであって、不法行為に当たる。

キ 本件行為7について

本件行為7は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであって、留学生の日本語試験採点の業務に10年間の長きにわたって控訴人を縛りつけることによって、控訴人に屈辱感を味合わせ、控訴人の人格や名誉を侵害して大きな精神的苦痛を感じさせることを主眼とする不当な目的によるものであるから、不法行為に当たる。

ク 本件行為8について

本件行為 8 は、社会通念及び組織運営の常識に照らし、控訴人を交えて検討すべきであるにもかかわらず、教員の専攻につき何らの見識も有さない法学部教務課職員が職務上の地位・権限を逸脱・濫用してしたものであって、許容される範囲を超えるものであるから、不法行為に当たる。

ケ 本件行為 9 について

本件行為 9 は、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであって、控訴人を長期にわたり仲間から外し、差別するものである。本件行為 9 は、控訴人の人格及び名誉を侵害し、控訴人に継続的な精神的圧力をかけることを主眼とする不当な目的によるものであるから、不法行為に当たる。

(3) 安全配慮義務違反について

令和 3 年 4 月の人事異動によって、\*\*がハラスメント防止対策委員となったが、調査苦情処理委員会がハラスメント防止対策委員から独立していないことが判明した。そこで、控訴人は、\*\*が調査苦情処理委員会に関わって

いる状態では公正な運営ができないことは明らかであるとして、人事部長に対し、ヒアリングの日程を決める必要はない旨述べた。これらの事実によれば、被控訴人が本件規程を踏まえた対応をしていなかったことは明らかであり、安全配慮義務に違反した。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求をいずれも棄却することが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記 2 のとおり当審における控訴人の主張等に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」の 1 および 2（原判決 7 頁 13 行目から 29 頁 15 行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、引用に係る人証は、原審のものである。）。

（原判決の補正）

- (1) 原判決9頁10行目の「本件訴訟」の次に「に係る訴え」を、同頁23行目の「この点」の次に「について」を、それぞれ加え、同10頁5行目冒頭から12行目末尾までを次のとおり改める。

「また、控訴人は、本件行為1が大学設置基準に違反するものであって、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超える等との主張をするが、上記アにおいて認定をした諸事情に照らし、本件行為1が職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、業務上の合理性及び必要性を欠くとも、社会通念に照らして許容される範囲を超えるとも認めることはできない。」

- (2) 同15頁16行目末尾に次のとおり加える。

「このメールで言及されている「教養演習開講方針」は、①授業形態は、いわゆる「ゼミナール」として開講されるものであるため、学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした演習授業とする、②教養演習の担当を希望する場合には、法学部時間割編成方針の「一般教養科目担当教員の担当コマ数については、6コマを基本とする」に基づき、従来の担当6コマに追加する形で担当をする、③履修人数については、法学部時間割編成方針の「演習科目は、原則として最低10名の履修者を確保するものとする」に基づき、10名の履修者確保を開講の目途とし、希望者が10名に満たない場合には、開講しないことがあり得るというものである。」

- (3) 同頁25行目並びに16頁3行目及び6行目の各「各教授」を「各教員」にそれぞれ改め、同頁20行目の「この点」の次に「について」を加える。

- (4) 同17頁8行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「(エ) また、控訴人は、「教養演習開講について」との学部長文書をもって、過去のハラスメントを明文化して正当化するとともに、控訴人が過去に担当した教養演習より厳しい条件を課すことで、控訴人が教養演習を再開講することをあきらめさせようとしたとの主張をする。

しかし、「教養演習開講方針」の内容等上記アにおいて認定をした諸事情に照らし、教養演習の開講に関する文書が過去のハラスメントを明文化して正当化し、控訴人が過去に担当した教養演習より厳しい条件を課すことで、控訴人が教養演習を再開講することをあきらめさせようとしたものであるということはできず、ほかにこれを認めるに足りる証拠もない。この点に関する控訴人の主張も、採用することができない。」

- (5) 同頁9行目の「(エ)」を「(オ)」に改める。
- (6) 同頁19行目の「ない」の次に「(弁論の全趣旨)」を加える。
- (7) 同22頁10行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「また、控訴人は、控訴人が法学部内の人間関係から隔離されていることを法学部教員らに象徴的に示すとともに、控訴人にもそれをはっきりと示して精神的苦痛を与えるために、法学部では、教授会資料に掲載される推薦入試出向教員一覧の一番上にほかと切り離れた形でほかの教員の氏名より大きな活字で控訴人の氏名を印刷したとの主張をする。

しかし、仮に控訴人指摘の事情を考慮したとしても、控訴人が主張をする意図を推認することはできず、控訴人の人格権等の権利を侵害するものと認めることもできないから、この点に関する控訴人の主張も採用することができない。」

- (8) 同28頁23行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「このほか控訴人が本件各行為について業務上の合理性及び必要性を欠き、社会通念に照らして許容される範囲を超える等として主張をする諸事情を考慮しても、上記判断は左右されない。」

- (9) 同29頁14行目の「以上より」を「このほか控訴人が主張をする諸事情を考慮しても、被控訴人に安全配慮義務違反の事実があるものと認めることはできないから」に改める。

## 2 当審における控訴人の主張等に対する判断

- (1) 控訴人は、上記のとおり、原審の訴訟手続には、複数の法令違反があったとの主張をする。

しかし、本件記録を精査してもなお、原審の訴訟手続につき、控訴人主張の法令違反の事実を認めることはできない。控訴人の主張は、独自の理解に基づき原審の訴訟手続を論難するものにすぎず、採用することができない。

- (2) また、控訴人は、上記のとおり、本件各行為につき、業務上の合理性及び必要性が全くなく、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであるなどとして、悪意による不法行為に当たる等との主張をする。

しかし、本件各行為の行われた経緯は補正の上引用した原判決が認定をしたとおりであり、そのほか本件全証拠によっても、本件各行為につき業務上の合理性及び必要性を欠き、社会通念に照らして許容される範囲を超えるものであると認めることはできない。本件各行為については、当該各行為があったとは認めることができず、行為があったと認めることができるものについても、不法行為の主張としては主張自体失当であり、又は控訴人の人格権を違法に侵害するものとは認めることはできないものであるから、被控訴人又は被控訴人の教職員による控訴人に対する不法行為があったものということとはできず、また、被控訴人による安全配慮義務違反の事実を認めることもできないことは、いずれも補正の上引用した原判決が認定、説示をしたとおりである。控訴人の主張は、実質、原審における主張を繰り返し、又は独自の理解を述べるものにすぎないのであって、補正の上引用した原判決の認定、説示に照らし、採用することができない。

このほか控訴人が主張をする諸事情を考慮してもなお、当裁判所の上記判断は左右されない。

- (3) 当審における控訴人の請求の原因の追加に対する判断

控訴人は、当審において、①研究費の一部の不払い、②不要な診断書の要求、③授業評価アンケートの結果の改ざん、④令和5年において、控訴人に4コマ

しか授業を担当させなかったこと、⑤令和6年度の授業担当に関する連絡文書の作成と教授会によるその承認、⑥令和6年において、控訴人に授業を担当させなかったこと、⑦法学部のフランス語専任教員として\*\*\*\*\*を雇用したことの7点につき、請求の原因の追加をする。

しかし、控訴人が原審の第3回弁論準備手続期日において本件行為1から本件行為9までを損害賠償請求の根拠として主張するとしてその特定をし、その余の事情は組織的ハラスメントの背景事情として主張する旨述べたことは、記録上明らかである。そして、以上のような原審における争点整理の過程に鑑みれば、当審における上記①から⑦まで係る請求の原因の追加は、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるものといわざるを得ない。

したがって、上記①から⑦までに係る請求の原因の追加は、民事訴訟法157条1項により、これを許さない。

#### 第4 結論

以上に説示をしたところによれば、控訴人の請求は、いずれも理由がなく、これをいずれも棄却することが相当であるから、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は、理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

三角比呂署名

裁判官

知野明署名

裁判官

大野晃宏署名



これは正本である。

令和6年8月29日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 大野 照

